

●香川県告示第98号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成19年3月13日から同年4月3日まで一般の縦覧に供する。

平成19年3月13日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 原田琴平線（206号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
善通寺市木徳町字中村514番1地先から 善通寺市木徳町字中村511番1地先まで	12.4~14.2	110	平成11年香川県告示第831号で変更した区域の一部
仲多度郡琴平町上櫛梨字久保283番1地先から 仲多度郡琴平町上櫛梨字久保283番1地先まで	9.5	25	平成18年香川県告示第239号で変更した区域
仲多度郡琴平町苗田字古川939番6地先から 仲多度郡琴平町苗田字古川938番1地先まで	14.9~15.1	35	平成15年香川県告示第548号で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成19年3月13日